

公益社団法人神奈川県看護協会 看護研究等倫理審査申請手続きの流れ

申請者

神奈川県看護協会ホームページから必要書類を準備する

- ・神奈川県看護協会 看護研究倫理審査会 委員長 宛に以下を提出（郵送・データ）
- 【倫理審査依頼書】（様式 1）
- 【看護研究計画書】（様式 2）
- 【看護研究・調査の参加と協力のお願ひ】（様式 3 **見本**を参考に作成）
- 【同意書】（様式 4）
- 【同意撤回書】（様式 5）
- ※様式 2, 様式 3 について：青字は見本・例題の為、必ず削除し提出の事。
- 【看護研究の研究倫理チェックリスト】（資料 2）

* 倫理研修について

- 【日本学術振興会 研究倫理 e ラーニングコース 受講】※必須
- 本研究に関わる研究責任者、分担研究者全員の修了証明書（写し）を提出する。
（過去 1 年以内の受講が対象となる）
- 人を対象とする研究について申請する際
 - ・文部科学省・厚生労働省：人を対象とする医学系研究に関する倫理指針
 - ・日本看護協会：看護研究における倫理指針
- 上記について、本研究に関わる研究責任者、分担研究者全員で自主学習を行う。

看護研究倫理審査会で審査 年 2 回開催（8 月・1 月予定）
研究責任者は審査会場で研究概要の説明を行う

看護研究倫理審査結果通知書発行（様式 6）※申請者へ通知

| 承認 | 継続審査 | 不承認 | 非該当 |
|--|--|---|--------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・審査結果証明書発行後、研究計画に沿って研究開始する。 ※付記事項に指摘がある場合 条件・指摘を受けた事項について、修正・変更し、倫理審査会が定めた期日までに再提出する。 | <ul style="list-style-type: none"> ※審査会で指摘を受けた事項について、新旧対照表で変更箇所を明確にする。 審査会が定めた期間（審査会終了後 3 週間以内）に再審査を行う | <ul style="list-style-type: none"> ・研究計画に基づく実施は不許可 ・審査結果を踏まえ研究計画の再検討を行う。 ・新たに審査会へ提出する。 | <p>審査対象外</p> |

再審査

承認

看護研究倫理審査結果証明書発行（様式 7）

研究計画に沿って研究開始する。

研究計画に沿って研究開始する。

看護研究終了・中止報告書提出（様式 8）

※申請者は結果に対して書面による審議申し立てができる。（通知後 2 週間以内）

【書類送付先】
〒231-0037 横浜市中区富士見町 3-1
公益社団法人神奈川県看護協会
企画運営課行
☎045-263-2918